

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	介護給付費等の支給
法 令 名根 拠条項	障害者自立支援法 第19条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による。

(介護給付費等の支給決定)

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

(申請)

- 第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。
- 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第32条第1項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定相談支援事業者等」という。)に委託することができる。
- 3 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

(障害程度区分の認定)

- 第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。
- 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 (支給要否決定等)
- 第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を 行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関 する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以 下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。

標準処理期間	30日
備考	